

第13回

平成28年1月12日

著作権の活用

杉山 務

著作権の活用形態

活
用
の
形
態

自己実施

権利者自らが、著作物の製作販売等を行う

許諾
(ライセンス)

譲渡可能な権利を他人にライセンスを許諾して、その対価を得る。全部又は支分権ごとに可能

移転
(譲渡・担保)

財産権として、権利自体を移転(譲渡・担保化)することにより対価を得る

侵害に対する権利行使

民事上の救済措置

差止請求

信用回復措置請求

損害賠償請求

不当利得返還請求

刑事上の罰則

侵害の罪

第三者に著作物を利用させる

•著作権の譲渡

•著作権は、その全部又は一部の譲渡により、譲渡を受けた者は著作権者として、利用ができる^(61条)

•利用の許諾

•利用の許諾は、著作権を保持したまま、第三者に利用を認めるもの^(63条)

•出版権の設定

•著作物の出版を許諾^(79条)
著作権者と出版者との契約により、出版者に排他的独占的な出版権を設定するもの

第三者への著作権の譲渡

- **財産権**としての著作権はその全部又は一部を譲渡することが可能^(61条1項)
- 著作者**人格権**は、一身専属の権利で譲渡は不可^(59条)
- 翻訳権翻案権等の二次的著作物を創作する権利^(27条)
- 二次的著作物の利用に関する権利^(28条)



譲渡する旨の記載がない場合は、これらの権利は譲渡人に**留保されたものと推定**^(61条2項)

※ 契約により、人格権(特に同一性保持権)の行使をしないことを明記することにより、譲受人が作品の変更を可能にすることがある

利用許諾契約の締結

•取り決めの事項としては、

- [1]利用させる著作物の特定
- [2]許諾の範囲(利用目的, 方法, 地域, 期間等)
- [3]独占的利用許諾か非独占かの有無
- [4]使用料の額, 算定方法, 支払方法
- [5]契約期間など



利用許諾契約書見本

著作物利用許諾契約書 (見本)

写真家〇〇〇〇(以下、「甲」という。)と、××株式会社(以下、「乙」という。)とは、別紙添付の写真の著作物(以下、「本著作物」という。)の利用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条(利用許諾)

甲は、乙に対し、本著作物を、下記の態様で利用することを許諾する。

[印刷物への複製, 頒布による利用]

<1>印刷物の名称: 広報〇〇(以下、「本件印刷物」という。)

<2>最大発行部数: 1,000部

<3>販売地域: 日本国内

第2条(独占的許諾)

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、印刷物における複製、頒布の形態で本著作物を利用することを許諾してはならない。

第3条(著作人人格権)

1 甲は、乙が本著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本著作物のサイズ、色調を変更したり、一部を切除することに予め承諾する。但し、乙は、これら改変であっても、本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

2 乙は、前項以外の改変を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。

〇〇〇〇

著作物利用許諾契約書

第4条(保証)

1 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利を侵害しないことを保証する。

2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償等がなされた場合、甲は、甲の責任と負担の下でこれに対処、解決するものとし、乙に対して一切の迷惑をかけないものとする。

第5条(納入)

1 甲は乙に対し、平成〇年〇月末日までに、本著作物を収録したCD-R(データは1,051×1,406ピクセル以上のJPEGデータとする。)を乙宛に送付するものとする。

2 前項により納入されたCD-Rの所有権は納入時に乙に移転するものとし、返却を要しない。

第6条(対価)

乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾の対価として、金△万円(消費税込み)を、平成〇年〇月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第7条(期間)

本契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの〇年間とする。

第8条(解除)

甲乙は、相手方が本契約に違反した場合、2週間の期間において違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されなかったときは、本契約を解除することができる。

第9条(契約終了後の措置)

本契約が終了した場合、乙は、本件印刷物を 全て廃棄するものとする。

著作物利用許諾契約書

第10条(秘密保持)

甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本契約の有効期間中及び本契約の終了後、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩してはならない。

第11条(権利義務譲渡等禁止)

甲乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、又は担保に供してはならない。

第12条(契約内容の変更)

本契約の修正・変更は、甲乙間の文書による合意がない限り、効力を生じないものとする。

第13条(管轄)

本契約により生じた紛争については、〇〇地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。
本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方署名又は記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲	住所	
	氏名	印
乙	住所	
	氏名	印

著作権の侵害

「民事」の対抗措置

•損害賠償請求

故意又は過失により権利を侵害した者に対して(民法709条)
立証負担を軽減のために、侵害による損害額の推定規定(114条)

•差止請求

「侵害行為の停止」を求める
侵害のおそれがある場合には「予防措置」を求める(112条, 116条)

•不当利得返還請求

侵害者が侵害の事実を知らなかった場合には、その利益が残っている範囲での額を、知っていた場合には、利益に利息を付した額を、請求できる(民法703条, 704条)

•名誉回復等の措置の請求

侵害者に対して「名誉・声望を回復するための措置」を請求できる(115条, 116条) 例えば、小説を無断で改ざんして出版されたような場合、新聞紙上などに謝罪文を掲載させるなどの措置がこれに当たる

著作権の侵害とみなされる行為

直接的には著作権の侵害には該当しないが、実質的には著作権の侵害と同等のもので、法律によって「**侵害とみなす**」こととされている

- 外国で作成された**海賊版**を国内において販売や配布する目的で「**輸入**」すること(113条1項1号)
- 海賊版と知っていながら、「販売・配布」したり、販売・配布する目的で、コピーされたものを「**所持**」すること(113条1項2号)
- 海賊版のコンピュータ・プログラムを会社のパソコンなどで「**業務上使用**」すること(113条2項)
- 著作物等に付された「**権利管理情報**」を不正に、付加、削除、変更すること
- 権利管理情報が不正に付加等されているものを、そのことを**知っていながら**、販売したり送信したりすること(113条3項)
- 著作者の「**名誉・声望を害する方法**」で、著作物を利用すること(113条5項)

亡父の作品が無断利用されたとき

- 著作権は、作者の**死後50年**まで保護される
- 生前に他人に著作権が譲渡されたとか、遺産分割の際に著作権が他の遺族に相続されたなどの特別の事情がない限り、著作権は**遺族の共有**になる
- 著作権者が、権利侵害者に対し損害賠償の請求などの**民事上の請求**はもちろんのこと**刑事告訴**もできる
- 著作権法では、共有著作権の行使は、**共有者全員の合意**がなければできないことになっている(65条2項)
- 侵害訴訟等の場合は共有者の各人が**単独**でできる(117条)

紛争解決斡旋制度

- 著作権等に関する紛争が生じた際、第三者が関与して解決する制度としては、**訴訟**、**民事調停法に基づく調停制度**などがある
- 著作権等に関する紛争の特殊性から、実情に即した簡易、迅速な解決を図るために、著作権法においては、「**紛争解決斡旋制度**」が設けられている(105条～111条)
- 紛争解決斡旋制度**は、著作権法に規定する、著作者人格権、著作者の権利、著作隣接権などに関する紛争を解決するため、**文化庁に申請**する
- 申請は紛争当事者の両者が行うことが原則だが、一方の当事者のみの申請であっても、他の当事者が**同意**すれば、斡旋は行われる
- 斡旋は、斡旋委員により、申請のあった内容について、当事者を交えて、**実情に即した解決**を目指して行われる
- 争点があまりにもかけ離れているなど解決の見込みがないときは、斡旋が打ち切られることがある
- 斡旋委員により得られた斡旋案を、受け入れるかどうかは当事者の**自由意志**による

著作権を担保に

- 著作権も財産権の一種ですから、**担保**に供することができる
- 方法としては質権の設定が一般的だが、民法上の権利質の場合と異なり、著作権の有効活用の観点から、質権設定行為で別段の定めがある場合を除いて、著作権者が**自ら権利行使**するという特則が設けられている(66条1項)
- 著作権を譲渡するが、債務が弁済されれば著作権が返還されるという**譲渡担保**という手法も利用されている

著作権管理の第三者委託

A 著作権等管理事業

使用料決定も含めて利用の許諾を事業者任せの方法

- ・著作権等管理事業法に基づき、文化庁の登録を受ける
- ・権利の預かり方を定めた管理委託契約約款や使用料を定めた使用料規程を文化庁に届出る

B 許諾の可否や使用料の決定を自分で行う方法

著作権等管理事業法の規制を受けない

登録制度について

- 著作権は著作物の創作等と同時に「**自動的**」に発生する(**ベルヌ条約5条**)
- 著作権を**得るため**の登録制度は禁止
しかし
- 著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の**取引の安全**の確保等のために、登録制度が定められている

実名, 第一発行年月日, 創作年月日, 著作権・著作隣接権の移転等, 出版権の設定等

登録の種類と効果

実名の登録(75条)

無名又は変名で公表された著作物の著作者がその実名(本名)の登録を受ける。

・登録を受けた者が, 当該著作物の著作者と**推定**され, その結果, 著作権の**保護期間**が公表後50年間から, 実名で公表された著作物と同じように著作者の死後50年間となる。

第一発行年月日等の登録(76条)

著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者が, 当該著作物が最初に発行され又は公表された年月日の登録を受ける。

・反証がない限り, 登録されている日に当該著作物が最初に発行又は公表されたものと推定される。**保護期間算定**の起算点となる。

創作年月日の登録(76条の2)

プログラムの著作物の著作者が, 当該プログラムの著作物が創作された年月日の登録を受ける。

・反証がない限り, 登録されている日に当該プログラムの著作物が創作されたものと推定される。**保護期間算定**の起算点となる。

登録の種類と効果

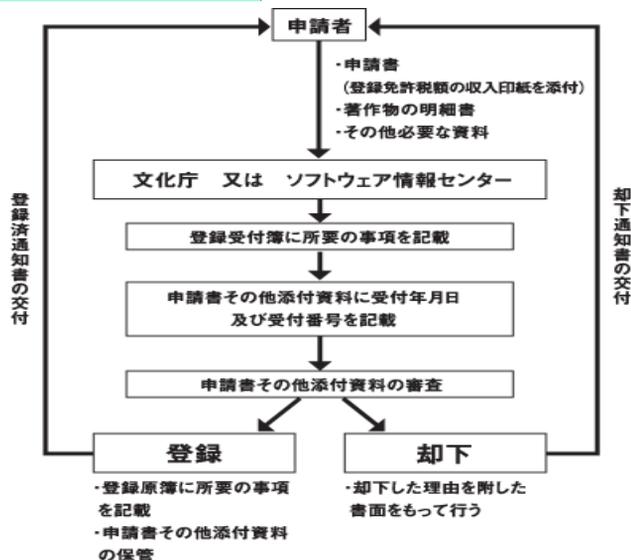
著作権・著作隣接権の移転等の登録(77条, 104条)

- ・ 登録権利者及び登録義務者が著作権若しくは著作隣接権の譲渡等の登録, 又は著作権若しくは著作隣接権を目的とする質権の設定等の登録を受ける。
- ・ 権利の変動に関して, 登録していなければ第三者に対抗することができない

出版権の設定等の登録 (88条)

- ・ 登録権利者及び登録義務者が出版権の設定, 移転等の登録又は出版権を目的とする質権の設定等の登録を受ける。
- ・ 権利の変動に関して, 登録していなければ第三者に対抗することができない。

登録事務の流れ



「刑事」の対抗措置

著作権の侵害は「**犯罪行為**」であり、権利者が「**告訴**」を行うことを前提として、「**10年以下の懲役**」又は「**1000万円以下の罰金**」という罰則規定が設けられている(119条1項)

・企業などの法人等による侵害(著作者人格権や実演家人格権の侵害を除く)の場合には、「**3億円以下の罰金**」とされている。(124条)

・他人の著作物をコピーするような行為は、「他人の土地に入り込んでいる」という場合と同様に、客観的には「了解を得ているかどうか」が不明で、仮に了解を得ていないとしても、権利者が「まあいいや」と思っている場合は問題ないため、警察等による取締りには、権利者による「告訴」が必要(**親告罪**)とされている(123条)

著作権侵害等に係る罰則の強化

著作権等侵害罪の懲役刑及び罰金刑、並びに秘密保持命令違反罪の法人処罰に係る罰金刑の上限について、特許法等と同様の水準に引き上げ(第119条第1項及び第124条関係)

(懲役刑) 5年以下の懲役 → **10年以下の懲役**

(罰金刑) 個人：500万円以下の罰金 → **1,000万円以下の罰金**

法人：1億5,000万円以下の罰金 → **3億円以下の罰金**

その他の罰則

ア 営利を目的として、「公衆向けのダビング機」を設置し、音楽CDのコピーなど(著作権の侵害となること)に使用させること(119条2項2号)

→ 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(親告罪)併科あり

イ 小説などの原作者(著作者)が亡くなった後に、その小説の内容を勝手に変えてしまったり、原作者名を変えてしまうこと(120条)

→ 500万円以下の罰金(非親告罪)

ウ

(a) コピーガードキャンセラーなど「著作物のコピー防止機能を解除することを目的とした機器やプログラム」を頒布したり、製造、輸入、所持すること。また、このプログラムをインターネット上に掲載することも対象となる(120条の2第1号)(非親告罪)

(b) 「コピー防止機能などを解除すること」を事業として行った者(120条の2第2号)(非親告罪)

(c) 「著作権の侵害とみなされる行為」を行った者(120条の2第3号)(親告罪)

→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

エ 著作者名を偽って著作物を頒布すること(121条)

→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(非親告罪)

その他注目すべき規定

国内で市販されているものと同一の市販用CDなどを、輸入してはいけないことを知りつつ、国内で販売するために「輸入」し、「販売・配布」し、又はそのために「所持」すること(販売価格が安い国からの輸入されるCDなどであること、また国内販売後7年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する前に販売等されたものであること)(113条5項)

著作者の「名誉・声望を害する方法」で、著作物を利用すること(113条6項)

※ 政令により4年と規定

損害額の推定

- ・ 財産権としての著作権、出版権又は著作隣接権の侵害は、権利者による損害額の立証が容易ではないため、**立証負担の軽減**を図っている。なお、それ以上の金額を請求することも可能(114条4項)
- ・ **権利者自身が著作物の複製物の販売等を行っている場合**(114条1項)

海賊版の販売数量に正規品の1個当たりの**利益**を掛けた額
ネット配信などの公衆送信の場合も同様
ただし、権利者の販売能力や事情により減額される場合もある。
- ・ **権利者は利用の許諾のみを行っている場合**(114条3項)

例えば、ある出版社に出版をさせている小説家の場合、正規品の定価が1000円で著作権料が10%の100円であるときは、海賊版の販売数量に一冊当たりの著作権料(100円)を掛け合わせた額
- ・ **海賊版業者の利益が明らかな場合**(114条2項)

海賊版業者の**利益**(売り上げから、経費を差し引いた額)が明らかな場合はその額

損害額の算定

権利者実施	1個の利益 × 数量 実施能力により減額	114条1項
実施許諾	1個の著作権料 × 数量	114条3項
	侵害者の利益額	114条2項
	上記以上の額を請求することもできる	114条2項

利益の関係

売上高	[Green Bar]	
売上原価	[Yellow Bar]	売上純利益
販売費及び一般管理費	[Yellow Bar]	営業利益
営業外収益		[Green Bar]
営業外費用	[Yellow Bar]	経常利益
特別利益		[Green Bar]
特別損失	[Yellow Bar]	税引前当期利益
法人税等	[Yellow Bar]	当期利益

損益計算書の概念

売上高	
売上総利益(粗利)	売上原価(製造原価)
営業利益	販売費及び一般管理費
経常利益	営業外損益
税引前当期純利益	特別損益
当期純損益	法人税等

製造原価は普通50~60%
販売費20%, 一般管理費10~15%

ま と め



ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務